

【福祉施設利用者等運賃補助】

[補助内容及び補助対象者]

往復補助対象者

施設名	対象者
あいとびあセンター	・ あいとびあセンターに通所する障がい者（児）及びその付添人 ・ あいとびあセンターに勤務する障がい者（児）及びその付添人
岩戸児童センター 和泉児童館 北部児童館（こまっこ児童館） 子ども家庭支援センター 児童発達支援センター	・ 各施設で行う事業に利用登録している障がい者（児）及びその付添人

帰路補助対象者

施設名	対象者
あいとびあセンター	母親学級等の参加者
	乳幼児健診及び予防接種の受診者の保護者
	検診等の受診者
	老人福祉センター（浴室）の利用登録者
	プール（高齢者）の利用登録者
こまえ苑 こまえ正吉苑	苑で勤務するボランティア登録者
岩戸児童センター 和泉児童館 北部児童館（こまっこ児童館） 子ども家庭支援センター 児童発達支援センター	各施設で行う事業の利用登録者

※シルバーパス所持者を除く。

利用方法

- ① 施設利用後、各施設の窓口にて乗車証（チケット）を1枚お渡しします。障がい者（児）の方には2枚お渡しします。
- ② 乗車時に乗車証1枚を運転士に渡します。障がい者（児）の方は、次回来所する際に残りの1枚を使って乗車します。

- ※ 初回の行き分（施設に向かう分）については、自己負担となります。
- ※ 乗車証はこまバス限定です。他の一般路線バスには利用できません。
- ※ 「帰路分運賃補助対象者」の乗車証は、当日のみ有効です。